

介護保険制度を知っていると、介護費用と家族の負担を軽くすることができ、万が一の場合にすぐに行動ができます。

役場介護環境課地域包括係
☎(86) 1153 「直通」

②利用対象者
介護保険は介護を必要とする高齢者やその家族を社会全体で支え合う制度
40歳以上の保険料と税金で必要な時に介護サービスを利用できる制度

65歳以上の人は40歳〜64歳で特定の病気が原因で介護が必要になったかた。

※総合事業（事業対象者）…「基本チェックリスト」によって基準に該当した65歳以上のかた。

介護サービスを利用するには、まず「介護が必要である」という認定を受ける必要があります。

定を受ける必要があります。

1 相談Ⅱ 役場介護環境課介護保険または地域包括支援センターへ相談

2申請Ⅱ役場介護環境課介護係に「要介護・要支援認定」を申請

3 調査・審査Ⅱ訪問調査と医師の意見書をもとに審査

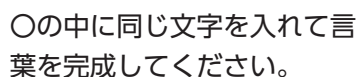
4 認定Ⅱ要支援 1・2、または要介護 1～5 の「認定」が決定

5ヶアップ作成!!ケアマネジャーが心身や生活の状況を調査してサービス計画を作成

※総合事業（事業対象者）は基本チェックリストを実施して、基準に該当したかたは地域包括支援センターの職員が心身や生活の状況を調査して、サービス計画を作成。サービスが開始します。

区分	対象者	主なサービス内容
事業対象者	基本チェックリストにより生活機能の低下がみられたかた（今後、要介護状態になるリスクがあるかた）	総合事業（通所型・訪問型サービスなど）を利用し、状態の維持・改善を図る
要支援 1・2	介護予防が必要な状態のかた	状態の維持・改善のためのサービス（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、福祉用具購入・レンタルなど）
要介護 1～5	日常生活に介護が必要な状態のかた	心身の状況に応じた介護サービス（訪問介護、通所介護、施設入所、福祉用具購入・レンタルなど）

ただし介護度に設定されている1カ月の利用制限度額を超えた分は全額自己負担になります。



①ま〇〇
②〇〇わっと
③きんぎょ〇〇い

ACPは医療だけでなく、暮らし方にも関わります。どこで過ごしたいか、誰といたいか。人生の優先順位を言語化することで、自分らしい時間が形づくられます。

「人生会議」ところ



第1問 かた (かたあし、みかた、かたぐる美) 第2問 さん (けいさん、さんごは、さんまいち)